

# ARDF 競技の審判員に関する規約

(目的)

第 1 条 この規約は、ARDF 競技大会実施規程第 2 条の規定に基づき ARDF 競技の審判員に関する事項を定めることを目的とする。

(審判員の資格の種別等)

第 2 条 審判員の資格の種別は、次のとおりとする。

(1) A 級審判員

B 級審判員資格者証を有する者であって、公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として 2 回以上従事した満 18 歳以上の連盟会員である者。

(2) B 級審判員

次の各号のいずれかの条件を満たしている者

a. 第 4 条第 4 項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満 18 歳以上である者。

b. 第 1 項(3) b の条件によって C 級審判員資格者証を有する者であって、満 18 歳以上になった者。

(3) C 級審判員

次の各号のいずれかの条件を満たしている者

a. A 級審判員資格者証を有する者が行う C 級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者。

b. 第 4 条第 4 項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満 18 歳未満である者。

2 前項の資格を有する者（以下「審判員資格者」という。）が競技大会（公認、支部、地方及び全日本競技大会をいう。以下同じ。）において、従事することができる審判に係る担当業務は、別表のとおりとする。

3 会長は、第 1 項に掲げる条件を満たしている者からその資格者証を交付されたい旨申請があったときは、該当する資格者証を交付する。

4 資格者証の有効期間は、交付の日から 5 年を経過した年度末（3 月 31 日）までとする。ただし、更新は妨げない。

5 A 級審判員資格者は、資格者証の更新の際、連盟の会員名簿に記載されていなければならない。記載されていない場合は、B 級審判員に降級する。

6 削除

7 審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じたとき並びに資格者証を破損又は紛失したときは、資格者証の再交付を受けなければならない。

8 資格者証の更新をしようとする者は、別に定める様式の申請書に次のいずれかの書類を

添付して会長に提出する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。

(1) 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等としての ARDF 競技大会の実施規程第 10 条に規定する従事証明書又は IARU の主催する競技大会の従事証明書

(2) 資格者証の交付の日以降に開催された第 3 条に規定する研修証明書又は講師従事証明書

(3) 資格者証の交付の日以降に開催された第 4 条に規定する審判員講習会の履修証明書

9 第 1 項(3) a に規定する C 級審判員養成教育は、A 級審判員資格者証を有する者が随時実施できるものとし、審判員の担当業務に関する知識の要点について 3 時間以上の教育を実施するものとする。教育を行った A 級審判員は、受講者に対して受講証明書を発行する。この教育について、原則として受講料は徴収しない。

10 資格者証の申請、訂正、再交付及び更新に関する手続的事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した資格者証の復活)

第 2 条の 2 資格者証が失効したため資格者証の復活を希望する者について、下記のいずれかに該当する場合は、交付申請を行う事によりその資格者証を復活させることができる。

(1) A 級、B 級又は C 級審判員資格者証が失効している者で、ARDF 委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。

(2) A 級、B 級審判員資格者証が失効している者で、5 年以内に第 4 条に規定する審判員講習会を受講した場合。

2 B 級審判員資格者証が失効している者で、前項により資格者証の復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等として 2 回以上の従事経験を有する満 18 歳以上の連盟会員である場合は、A 級審判員として交付申請することができる。

3 A 級審判員の交付申請を行う場合、失効した B 級審判員資格者証の有効期間内における審判員等の従事経歴は有効とする。

(審判員資格者の研修会)

第 3 条 ARDF 委員会は、競技大会の実施方法の改正の周知等のため、審判員資格者を対象とする研修会を開催することができる。

2 ARDF 委員会は、前項の研修会の出席者及び講師に対してそれぞれ別に定める様式の研修証明書及び講師従事証明書を発行する。

(審判員講習会の開催等)

第 4 条 ARDF 審判員講習会（以下「講習会」という。）を開催することができる者は、満 20 歳以上の連盟の会員、登録クラブ、連盟支部及び連盟地方本部とする。

2 講習会を開催しようとする者は、開催予定日の 2 箇月前までに、別に定める様式の審判員講習会開催申出書 2 通を ARDF 委員会に提出するものとする。

3 講習会の運営経費は、原則として参加費によって賄うこととする。

4 講習会の開催者及び講師は、講習会の所定の科目を履修した者に対して別に定める様式

の履修証明書を付与する。

5 講習会の開催者は、講習会終了後速やかに別に定める様式の履修者名簿を ARDF 委員会に提出するものとする。

6 ARDF 委員会は、講習会に関して不正の行為があったと認めるときは、その不正行為に係るのある者について、履修証明を無効とする等の処分を行うことができる。ただし、処分を行うときは、不正行為関係者にその内容を通知するものとする。

(講習会の授業時間等)

第 5 条 講習会の授業科目、授業時間、使用教材等は、ARDF 委員会が別に定める。

2 講習会の講師は、ARDF 委員会が別に定める ARDF 審判員講師から、講習会の開催者が手配する。この場合の講師の交通費等の実費は、講習会の運営経費によって賄う。

(改廃)

第 6 条 この規約の改廃は、ARDF 委員会の審議を経て会長が行う。

(別表) (第 2 条第 2 項関係)

資格の種別	競技大会における審判に係る担務
A 級審判員	競技大会の審判員、審判長及び裁定長
B 級審判員	(1) 競技大会の審判員 (2) 公認、支部及び地方競技大会の審判長及び裁定長
C 級審判員	競技大会の審判員で、A 級又は B 級審判員の監督の下に行う業務

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正実施方法は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 4 月 1 日改正)